

令和 7 年 4 月定例農業委員会

議 事 録

小 城 市 農 業 委 員 会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年4月7日(月) 午後1時30分から午後2時0分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番 松本康博	2番 香月英昭
3番 中村津多子	4番 西村徳義
5番 井手悦郎	6番 高塚和行
7番 江頭和夫	8番 釘本勝
9番 大屋博幸	10番 古賀榮一
11番 北島英文	12番 江里口勇
14番 江里口泰信	

4. 欠席委員

13番 秋丸政光

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第4条による許可申請について

第3号議案 農地法第5条による許可申請について

第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

第5号議案 農用地売渡等の希望申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 副島政隆

副局長兼庶務係長 真子祐輝

7. 会議の概要

事務局	それでは、ただいまから始めさせていただきますと思います。 本日は、令和7年4月の農業委員会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。
会 長	まず、開会に当たりまして、江里口会長から御挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。世の中は令和の米騒動ということで、トラクターのデモとか米の高騰とかでにぎわっておりますけれども、米は従来からあまりに安過ぎて、30年余り減反政策をしたために、今回初めて米が足りないというようなことでございまして、備蓄米の放出がございましたけれども、あれを落札した業者は今年度の米と同じ量を政府に返さにかいかんというようなことであっておりますので、米の価格はおおむね下がらないというのが評論家の見方だと思います。 後継者もない、減反政策も今のまま続くという非常に納得のいかない農業情勢でございまして、今後は私たちもなるだけ一年でも長く、そしてまた、後継者が育つような農業政策をしてほしいと願うところでございます。 そんなところも合わせまして、今日は農業委員会ということでございますので、皆さん方のお力添えをいただきまして、スムーズに進行できますようによろしくお願い申し上げます。
事務局	それでは、よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 本日は、13番秋丸委員から欠席の連絡がありました。出席委員は13名で、在任委員の過半数以上の出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。
議 長	それでは、議事に入りますけれども、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和7年4月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、日程第1. 議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から御指名させていただきます。 4番西村委員、5番井手委員をお願いいたします。 また、議案に対し質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いいたします。
事務局	それでは、日程第2. 第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は2件でございます。 まず、申請番号1について説明いたします。 議案資料は1ページから6ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は三日月町杉町の佐賀外環状線の北側にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。
議 長	説明は以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

事務局	(質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明いたします。 議案資料は7ページから19ページとなります。
議 長	(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所ですけれども、三日月町東分にある農地で、申請理由といたしましては、譲受人が事業として障害をお持ちの方の就労支援として農業をされておりまして、障害者の方の働く場所を確保するため、農地を取得したいとのことです。 説明は以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。
事務局	(質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は2ページを御覧ください。 本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明いたします。 資料のほうは20ページから24ページまでとなります。
議 長	(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所につきましては小城町峰地区にある農地で、農業用資材置場と建築用資材置場を設置したいとのことで申請をされました。 被害防除対策ですが、現状のまま利用され、造成工事などは行われません。雨水については集水して東側水路へ排水、生活雑排水はありません。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は土地改良事業が施工された第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可し得ると考えております。 以上でございます。
7 番	この案件については7番江頭委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。 農地法第4条申請事前調査事項。 申請者、申請農地、転用目的は、先ほど事務局から説明のあったとおりでございます。 調査事項、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できます。 計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できます。 実現確実性の判定について、地元利用計画を説明されており、申請目的どおり

議 長	転用されることは確実である。 被害防除施設・用排水の検討について、雨水は地下浸透で、排水は近辺の河川にするので、影響は少ないと思われる。 その他の特記事項について、令和7年3月25日確認済みです。 令和7年4月7日、農業委員、江頭和夫。 よろしくお願いします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。 申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は3ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は2件でございます。 申請番号1について説明いたします。 資料は25ページから40ページまでとなります。 (第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明) こちらの案件の場所は小城町上町、横町にある農地で、生活環境がよいため分譲住宅16戸を建築したいということで申請されました。 被害防除対策ですが、最高82センチほど盛土をされますが、周囲は土留め工事をされます。雨水については集水して南西側の既存側溝へ排水、生活雑排水は合併浄化槽で浄化の上、同じく南西側の既存側溝へ排水されます。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当し、許可し得ると考えております。 説明は以上でございます。
議 長	この案件につきましては私のほうが事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。 譲渡人、譲受人、申請農地については、事務局のほうから説明のあったとおりでございます。 調査事項としまして、申請目的及び位置の検討についてでございますが、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できます。 計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。 実現確実性の判定については、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。 被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は合併浄化槽で処理し、周辺への影響は少なく適当であると判断できる。 令和7年3月27日に現地確認済み。 以上でございます。よろしくお願いします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

事務局	(質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。 申請番号 1 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号 1 は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、申請番号 2 について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号 2 について説明いたします。 資料は 4 1 ページから 5 0 ページまでとなります。 (第 3 号議案 農地法第 5 条許可申請、申請番号 2 について事務局より説明) この案件の場所ですけれども、小城市役所の東にある農地で、転用目的としては、交通の便がよく生活環境がよいため分譲住宅 4 戸を建築したいとのことで申請をされました。 被害防除対策ですが、最高 6 5 センチほど盛土をされますが、土留め工事をされます。排水計画ですけれども、雨水については集水して北側道路側溝へ排水をされます。生活雑排水は公共下水道へ接続予定です。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分につきましては、県庁、市役所または町役場からおおむね 3 0 0 メートル以内にある第 3 種農地で、許可し得るというふうに考えております。
議 長 2 番	説明は以上でございます。 この案件については 2 番香月委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。 農地法第 5 条申請事前調査事項について御報告いたします。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、先ほど事務局から説明があったとおりです。 調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できます。 計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できます。 実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であります。 被害防除施設・用排水の検討について、申請地に側溝を敷設され、雨水は道路側溝へ放流され、家庭用排水は公共下水道へ排水する計画であります。 その他の特記事項について、令和 7 年 2 月 2 5 日、現地確認済みでございます。 令和 7 年 4 月 7 日、農業委員、香月英昭。 よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号 2 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号 2 は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、第 4 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。

事務局	議案書は4ページから5ページまでとなります。 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について説明いたします。 今月の農用地利用集積等促進計画の賃貸借権は、2件、3筆で6,605平方メートルとなっております。 農地の詳細につきましては5ページを御確認ください。 説明は以上です。
議 長	ただいまの説明に対して、御意見、御質問があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、計画書（案）のとおり異議なしとして小城市長へ回答いたします。
事務局	次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は6ページになります。 第5号議案 農用地売渡等の希望申出について説明いたします。 本日の審議件数は、売渡希望が3件、借入希望が1件でございます。 まず、売渡希望の申請番号1について説明いたします。 議案資料は51ページから67ページになります。 申請番号1番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）
事務局	全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明いたします。 議案資料は68ページから77ページです。 申請番号2番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）
事務局	全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明いたします。 議案資料は78ページから81ページです。

議 長	申請番号３、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号３について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）
事務局	全員賛成ですので、申請番号３は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、借入希望について事務局から議案の説明をお願いします。 借入希望の申請番号１について説明いたします。 議案書は７ページ、資料は８２ページになります。 申請番号１番、（希望農地の所在地、面積、申出人住所氏名、借入希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号１について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号１は原案のとおり承認することに決定しました。 それでは、ほかに皆さん方の中から何かございましたら、よろしく願います。
事務局	（なし） ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いします。 次回日程等ですけれども、今月の農地転用現地調査は４月２５日金曜日、午後１時３０分から、集合場所は２－１会議室になります。 ５月の定例農業委員会は、５月７日水曜日、午後１時３０分からこちらの大会議室となります。
議 長	以上です。 そしたら、以上をもちまして４月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員